

市場事務所便り

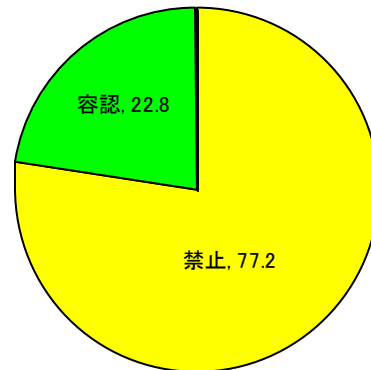
社会保険労務士 市場 敬將

〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL:www.ichiba-sr.com

「副業・兼業」をめぐる企業の実態とこれからの対応



柔軟な働き方に関する3研究会報告書」が公表されましたが、この中の「兼業・副業を通じた 創業・新事業創出に関する研究会 提言書」によると、兼業・副業を禁止している企業の割合は77.2%でした。

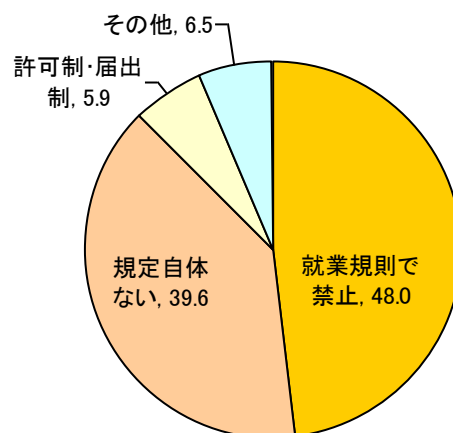


◆「働き方改革実行計画」が公表

3 月 28 日に政府・働き方改革実現会議から「働き方改革実行計画」が示され、主な項目として、(1)同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、(2)賃金引上げと労働生産性向上、(3)罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、(4)柔軟な働き方がしやすい環境整備等が挙げられており、法改正を含めた今後の動向に注目が集まっています。

上記の項目のうち、(4)柔軟な働き方がしやすい環境整備の1つとして「副業・兼業の推進」がありますが、「副業・兼業」について、現在の企業の対応はどのようになっているのでしょうか。

また、「就業規則において禁止している」企業が 48.0%、「兼業・副業に関する規定自体ない」企業が 39.6% (2017 年 2 月 / リクルートキャリア社調べ) となっています。



◆禁止している企業の割合は？

3 月 14 日に経済産業省から「多様で

◆メリットとリスクの両面から考える

上記の通り、副業・兼業については否定的な企業、または(容認しない前提で)規定自体がない企業が多いのが現状です。

副業・兼業については「社員の能力の成長を促すことができる」「社内では作ることができない人脈を作ることができる」といったメリットが強調されていますが、社内情報流出や個々人の労働時間の増加といったリスクもあります。

今後、厚生労働省のモデル就業規則が副業・副業について「原則容認」とする方向で改定され、推進に向けたガイドラインが策定される予定となっていますが、企業としてはメリットとリスクの両面を勘案し、社員の副業・兼業に対してどのようなスタンスで臨むのか(認めるのか・認めないのか)、今から十分に検討しておく必要があります。

下請法のポイントと法違反対策 ～下請 G メンが動きだした！



◆「下請法」とは？

下請法は、正式名称を「下請代金支払遅延等防止法」といい、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的としています(下請法第1条)。

下請法の対象となる取引は、事業者の資本金規模と取引の内容で定義されています。大まかにいうと、事業を発

注する「親事業者」とそれを引き受ける「下請事業者」があり、親事業者の一方的な都合により、発注後に下請代金が減額されたり、支払いが遅延したり、納品物の受領拒否がないようにしたりするために制定された法律です。

【親会社の義務】

- ・書面の交付義務:発注の際、ただちに3条書面を交付すること
- ・支払期日を定める義務:下請代金の支払期日を給付の受領後60日以内に定めること
- ・書類の作成・保存義務:下請取引の内容を記載した書類を作成し、2年間保存すること
- ・遅延利息の支払義務:支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと

【主な禁止事項】

- ・受領拒否:注文した物品等の受領を拒むこと
- ・下請代金の支払遅延:下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
- ・下請代金の減額:あらかじめ定めた下請代金を減額すること
- ・返品:受け取った物を返品すること
- ・買ったたき:類似品等の価格または市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
- ・購入・利用強制:親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること

◆下請取引の現況

公正取引委員会の運用状況(2016年度上半期(4~9月))によると、下請法に違反した親事業者を指導した件数は3,796件と昨年度の上半期に比べ433件増え、過去最多となっています。

また、「指導」より重く、事業者名を公表する「勧告」は3件で、昨年度上半期を1件上回りました。

◆下請法違反对策への取組

経済産業省と中小企業庁は、昨年12月より下請法の運用を厳しくしています。また、今年1月からは、取引調査員（下請Gメン）を配置し、年間2,000件以上の下請中小企業を訪問して違反がなかったかを調べる取組みを始めました。

企業（親事業者）には、下請事業者が泣き寝入りすることのないような取引が求められます。

「社会保険未加入事業所」の実態と今年度の加入促進対策



◆未加入の事業所の6割が「保険料の負担が困難」

厚生労働省は、3月末に「社会保険の加入状況にかかる実態調査」の結果を公表しました。

この調査は社会保険の未加入が疑われる約63万事業所を対象に実施し、「未加入」と回答した事業所は13万5,490事業所でした。そのうち、加入手続を行っていない事業所は6万4,446事業所でした。

未加入の理由として、約6割の事業所が「保険料の負担が困難」であることを挙げています。

なお、未加入被保険者が多い業種は「不動産業」11.3%、「建設業」8.5%、「料理・飲食店業」6.9%、「飲食料品小売業」6.5%でした。

◆厚生労働省による加入促進の対策は？

厚生労働省は調査結果を踏まえ、この4月から社会保険の加入促進をより一層強化することを明らかにしています。

具体的な対策として、「飲食業」「理容・美容業」「社会福祉事業」が新規事業所の許可申請を行う際に、社会保険の加入状況を確認することになります。従来は「建設業」や「運送業」が国土交通省に許可申請の際に加入状況の確認を行っていましたが、新たに対象業種が追加となります。

加入が確認できなかった場合には、日本年金機構や各都道府県の労働局へ通報し、加入勧奨を行います。

この取組みは今年7月から実施が予定され、今後は厚生労働省の所管以外の業種にも要請をするとしています。

また、既存の事業所への対策として、加入すべき被保険者数が5人以上の事業所から優先的に加入指導を行い、意図的に届出を行わない事業所には立入り検査を実施します。

◆今後はより効率的に

近年の社会保険の加入促進の取組みとして、平成27年度からは、国税庁の情報提供を受けたことにより、従業員給与を支払っている事業所の把握が可能となりましたが、そのデータを加入指導に活用したことにより、加入につなげることができているようです。

今後はより効率的に事業者調査を実施し、加入指導を行うとしています。

～今月のことば～



北朝鮮状況がキナ臭くなってきました。先日ある本で金正恩委員長は祖父、金日成からの遺訓として「勝つ戦いだけをやれ。負けそうなときは逃げろ」を守っている。という文章を見つけ、少しホッとしました。

以下、似たような話しですが今月のことばとさせていただきます。

統治者は常に最悪を考え、最後は「逃げる」。とても大事なことだと思います。～(市場敬将)

～「江戸城が落ちそうになったら、将軍は船で逃げる」。そのほうが、どうも、わたしには腑に落ちる。そういえば、徳川家の男の子には、家康が申しつけた、まもらなければならない掟がある。「乗馬と水練だけは、しっかりするように」というものだ。家康の教えはこうだ。大将になったら、たいていのことは家来がやってくれる。敵を斬り払うのは家臣の役目。大将は逃げることを心掛ければよい。逃げるのは、他人に代わってもらえない。だから、乗馬と水泳だけはしっかりやれ。濠も川も泳いで逃げ、船にだって乗り込めるようにしていたのだろう。

たしかに、徳川家の男の子たちは、家康の孫の代ぐらいまでは、忍者顔負けの水練の名人が多かった。水戸の光圀は隅田川を軽々と泳いで往復したし、尾張徳川家の光友は、八丁堀に飛び込んで、立ち泳ぎをしながら弁当を食べてみせた。

『歴史の愉しみ方』ー忍者・合戦・幕末

～事務所よりひとこと～

4月30日、家で飼っていたうさぎが急死してしまいました。たかがうさぎと思われるかもしれませんが、それでも一緒に過ごした4年半は、とても楽しくて幸せな時間でした。もっと大切に可愛がってあげれば良かった、なぜ早く異変に気づいてあげなかったのかと後悔ばかりが残っています。うさぎの世話をしていた朝晩の時間もうさぎのケージがあった場所もぼっかり空いてしまい、その喪失感は本当に大きくてつらく悲しいものです。

ようやく1週間が過ぎ、やっと家族の気持ちも落ち着いてきました。今は、もっと時間が過ぎて悲しい気持ちが癒やされる日が早く来ることを願うばかりです。(市村)

